

第32回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和2年3月27日

午前10時00分～午前10時24分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	阪口 正明
小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎	鈴木 和幸
望月 信雄	吉田 真利子	齋木 弥	上西 透

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第118号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第119号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第120号 農業経営基盤強化促進法18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議 長 只今より第 32 回弟子屈町農業委員会総会を開催いたします。開催する前に今回コロナウイルス感染によります関係で、説明を簡素化し短縮して説明を行いますのでよろしく願いいたします。日程 1、議事録署名委員の指名については、6 番阪口委員さん、7 番望月委員さん、よろしく願いいたします。日程 2、「会期の決定について」でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無し。ということで本日 1 日限りといたします。次日程 3、諸般報告でございますが、本日は全員出席となっております。次日程 4、「会務報告」局長よりお願いします。

局 長 第 31 回農業委員会総会以降の会務についてご報告申し上げます。整理番号 1 番、2 月 27 日、第 31 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されております。委員 12 名と事務局が出席しております。整理番号 2 番、3 月 11 日、現地調査が役場農業会議室にて開催されております。第 2 ブロックの委員さんと第 3 ブロックの委員さん、事務局が対応しております。以上簡単ではございますが会務の報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程 5、議案第 118 号「農業振興地域整備計画の変更について」、日程 6、議案第 119 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」一括提案いたします。事務局説明お願いいたします。

事 務 局 それでは総会資料 2 頁をお開き願いたいと思います。議案第 118 号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき、弟子屈町より意見を求められた下記のものについて意見を求める。令和 2 年 3 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。整理番号 1 番について説明いたします。区分は用途変更。所在は、字〇〇〇〇の 2 筆でございます。面積は、〇〇〇〇㎡。事業主体は、〇〇〇〇氏でございます。肉牛用の牛舎建設及びスタック、ロール置き場の造成のための農振変更となっております。図面につきましては 3 頁、平面図につきましては、4 頁 5 頁 6 頁にありますのでご参照願いたいと思います。整理番号 2 番、区分は除外。所在は、字〇〇〇〇、面積は〇〇〇〇㎡。事業主体は、〇〇〇〇氏。計画につきましては、農家住宅の増築。図面は 7 頁から 10 頁をご参照願いたいと思います。続きまして 11 頁をお開き願いたいと思います。合わせて農地法 5 条の許可申請がございましたので議案第 119 号の説明をいたしたいと思います。「農地法第 5 条の規定による許可申請について」農地法第 5 条の規定による、農地等の転用のための権利設定の許可申請があった下記のものについて、意見を求める。令和 2 年 3 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。内容につきましては重複いたしますので割愛させていただきます。12 頁 13 頁にそれぞれ意見書案がございましたが、全て添付書類を確認し許可相当案件としてございます。後北海道農業会議への意見聴取を要し、大きな変更がない限りそのまま道へ進達することと致します。以上議案第 118 号 119 号説明とさせていただきます。ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございます。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。議案第 118 号整理番号 1 番、議案第 119 号申請番号 1 番については、2 番齋木委員さんよろしくお願いいたします。

齋 木 委 員 2 番齋木です。議案第 118 号の整理番号1番と議案第 119 号申請番号 1 番について、
現地調査を 3 月 11 日に上西委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局で農業会議室において航空写真で確認し実施しております。この申請は経営規模拡大のための、肉牛の牛舎建設であり、現在ある施設にも隣接していて、作業効率的な利用が可能な場所であることから問題なしとしております。
以上、現地調査の報告いたしますよろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございます。次議案第 118 号整理番号 2 番、議案第 119 号申請番号 2 番について、6 番阪口委員さんよろしく願いいたします。

阪 口 委 員 6 番阪口です。議案第 118 号の整理番号 2 番と議案第 119 号申請番号 2 番について、
現地調査を 3 月 11 日に新木委員、小林委員、私と事務局で農業会議室において航空写真で確認し実施しております。この申請は〇〇〇〇さんの住宅建設のためで、農業施設にも近隣していることから営農上の作業も効率的であり、また必要最小限での転用面積であることから問題なしとしております。
以上、現地調査の報告いたしますよろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございます。ここで質疑を受けたいと思います。議案第 118 号整理番号 1 番について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 次、整理番号 2 番については、〇〇〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当いたしますので退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号 2 番について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定いたします。〇〇〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。議案第 119 号申請番号 1 番について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定させていただきます。次、申請番号 2 番について、〇〇〇〇委員が農業委員会法 31 条に該当いたしますので退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。申請番号 2 番について何かございますか。

各 委 員 異議なし

議 長 異議なし。ということで決定いたします。〇〇〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。議案第 118 号議案第 119 号それぞれ決定とさせていただきます。次日程 7、議案第 120 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは総会資料 14 頁をお開き願いたいと思います。議案第 116 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 3 月 27 日提出。弟子屈町農業委員長。

今回利用集積計画の継続は 1 番から 4 番、8 番が継続です。記載されている内容のとおりでございます。図面につきましては 18 頁から 21 頁及び 24 頁を参照願いたいと思います。説明の方は割愛させていただきます。整理番号 5 番は新規ですので説明させていただきます。

所在、〇〇〇〇外 2 筆の計 3 筆。面積は、〇〇〇〇㎡でございます。貸付人、字〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和 2 年 3 月 27 日から令和 5 年 3 月 31 日までの約 3 年間としてございます。図面につきましては 22、23 頁をご参照願います。

整理番号 6 番。所在は、字〇〇〇〇、外 10 筆の計 11 筆。面積は、〇〇〇〇㎡でございます。貸付人、字〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和 2 年 3 月 27 日から令和 7 年 3 月 31 日までの約 5 年間としてございます。図面につきましては、22 頁をご参照願います。

整理番号 7 番。所在は、字〇〇〇〇、外 20 筆の計 21 筆。面積は、〇〇〇〇㎡でございます。貸付人、弟子屈町〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和 2 年 3 月 27 日から令和 7 年 3 月 31 日までの約 5 年間としてございます。図面につきましては 23 頁をご参照願います。

整理番号 9 番、権利種別は所有権移転でございます。所在は、字〇〇〇〇、外 1 筆計 2 筆。面積の合計は、〇〇〇〇㎡。譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。売買価格につきましては、〇〇〇〇円となっております。図面につきましては 25 頁をご参照願います。資料に調査書を添付してございます。全て許可相当を確認してございます。

以上簡単ではございますが、議案第 120 号の説明といたします。ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。整理番号 1 番 2 番 3 番 4 番 8 番については、継続ですので省略いたします。整理番号 5 番 6 番 7 番について、8 番新木委員さんよろしくをお願いいたします。

新 木 委 員 8 番新木です。整理番号 5 番 6 番 7 番について、現地調査を 3 月 11 日に阪口委員、小林委員、望月委員、私と事務局で農業会議室において航空写真で確認し実施しております。申請地は、今まで〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが集積を結んで利用されていた農地です。この度〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが新たに集積を結び利用することとなりました。農地は適切に管理されており、また〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんにおいても健全な農業経営を行っておりますので問題なしと判断しております。
以上、現地調査の報告といたしますよろしく申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。整理番号 9 番についても現地委員さんの報告を省略いたします。それではここで質疑を受けたいと思います。整理番号 1 番 2 番 3 番 4 番 5 番 6 番 7 番 8 番について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定いたします。次整理番号 9 番については、〇〇〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当いたしますので退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号 9 番について、何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで整理番号 9 番を決定いたします。〇〇〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。議案第 120 号全てについて決定いたします。日程 1 から 7 までそれぞれ決定いたしました。それでは次に、追加議案ということで事務局より資料配付があります。それでは追加議案第 121 号、「職員を免ずる件について」事務局の説明をお願いします。

事 務 局 追加議案資料の 2 頁目をお開き願いたいと思います。議案第 121 号「職員を免ずる件について」農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により、下記のとおり農業委員会事務局職員を免ずるものとする。令和 2 年 3 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
1 番、免ずる者の職名、氏名及び生年月日。事務局長、丹羽好文、昭和 41 年 12 月 10 日生まれ。事務局次長、奥村利之。昭和 38 年 4 月 22 日生まれ。2 番、免ずる理由。弟子屈町職員人事異動による新事務局長任用のため及び弟子屈町職員早期退職募集取扱要綱第 6 条

の規定による早期退職のため。3 番、免ずる発令年月日。令和 2 年 3 月 31 日。以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

議 長 只今事務局より説明がございました。何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 次、議案第 122 号「職員の任用について」事務局長説明をお願いいたします。

事 務 局 長 議案第 122 号「職員の任用について」農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により、下記のとおり農業委員会事務局職員として任用したいので承認を求める。令和 2 年 3 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。1 番、任用する者の職名、氏名及び生年月日。事務局長、廣川直樹、昭和 40 年 8 月 9 日生まれ。農地振興係、対馬成也、平成 7 年 2 月 16 日生まれ。2 番、任用年月日。令和 2 年 4 月 1 日であります。任用する者の履歴については、4 頁 5 頁記載のとおりでございます。以上、雑駁な説明でございますが、ご決定賜われますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 只今局長より説明がございました。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定とさせていただきます。本日、日程 1 から日程 8、追加議案までそれぞれ決定いたしました。これにて第 32 回弟子屈町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

午前 10 時 24 分
以上顛末と録し、議事録とする

議事録署名委員 阪口 正明

議事録署名委員 望月 信雄